

「第1次情報セキュリティ基本計画(案)」に関する意見の募集

意見提出フォーマット

内閣官房情報セキュリティセンター(基本戦略担当)あて

H 18 . 1 . 13

所 属	社団法人 情報サービス産業協会	(ふりがな) 氏 名()	棚橋 康郎(たなはしやす う)
(ふりがな) 住 所()	135-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階		
連絡先	(ふりがな) 連絡担当者氏名: 調査企画部 鈴木律郎(すずきりつお) 電話: 03-5500-2610 FAX: 03-5500-2630 e-mail: rsuzuki@jisa.or.jp		

法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

(注)上記の住所・連絡先は手続き上必要な連絡のためにのみ使用します。

該当箇所	P9 第2章第1節 対策実施主体の役割と連携 P12 第2章第2節(3) 情報関連事業者・情報関連非営利組織 P19 第3章第1節(3) 企業の情報セキュリティ対策が市場評価に繋がる環境の整備 P19 第3章第1節(3) 質の高い情報セキュリティ関連製品およびサービスの提供促進
意見内容	対策実施主体が製品・サービスの安全・安心に対する適切な評価を行い、対価を認めるという文化を醸成する必要があることを明記すべきである。

理由	<p>情報関連業者がより安全・安心な製品・サービスを適切な時期と価格で提供できるよう努力する必要があることは間違いないが、同時に製品・サービスの利用者側が、提供側の努力に対して価値を認めるという関係が構築されない限り、結局はコスト重視の製品・サービスの提供、選択へ流れてしまい、万一問題が発生した場合の結果責任だけが製品・サービスの提供者に問われるということが懸念される。発注者側も安易に低価格の製品・サービスに飛びつかず、安全・安心の観点からそれらのセキュリティレベル、価格などを見極めて発注すべきである。</p> <p>長期的に見れば安全・安心なサービスの提供が国際的競争力の向上に繋がるという論には賛同するが、短・中期的には市場原理だけで安全・安心の向上を期待することは難しく、対策実施主体における評価を認める文化の醸成が必要である。</p>
----	--

該当箇所	P13 第2章第2節(4)メディア
意見内容	メディアが情報セキュリティ、IT、関連法規等に関する正しい理解をした上で報道する必要があることを明記すべきである。
理由	<p>昨今、様々なIT障害、個人情報漏洩についてメディアで取り上げられる機会が増えたが、必ずしも正しい理解をされずに報道されているケースが見受けられる。IT社会やITベンダに対する不安や不信を必要以上にあおることによって国民の理解が偏ったものになる可能性を否定できないことから、IT製品、情報システムの特長や利用環境等を正しく理解した上での報道を心がけるよう記述に加えるべきである。</p>

該当箇所	P15 第3章第1節(1)ア 中期的なセキュリティ対策の強化・検討
意見内容	今後3年間の重要な取り組み項目として、暗号アルゴリズムの2010年問題 ^(注) への取り組みを追記すべきである。 (注) http://www.imes.boj.or.jp/japanese/jdps/2005/05-J-22.pdf
理由	セキュリティ政策の中でも暗号政策は極めて重要なものであると考える。特に現在様々なシステムで利用されている暗号アルゴリズムが2010年以降危殆化する可能性があることは、情報関連業者にとっても対策実施主体にとっても今から対策を検討しておく必要がある重大な課題である。

該当箇所	P16 第3章第1節(1)イ 情報セキュリティ監査実施の推進
意見内容	各地方公共団体の監査結果をしかるべき機関に登録し、対策レベルの比較、評価、目標設定などができるようにすることを追記すべきである。
理由	総務省が地方公共団体向けの情報セキュリティ管理基準を公表し、監査の推進を行っているが普及には至っていない。 推進スピードをいっそう高めるためには、横並びの評価や目標設定などが住民にも目に見える形で環境整備を図ることが必要である。登録機関としては、例えば本基本計画に示されている「自治体情報共有・分析センター」(仮称)が考えられる。

該当箇所	P17 第3章第1節(2)重要インフラ
意見内容	「2009年度初めには、重要インフラにおけるIT障害の発生を限りなくゼロにすることを目指し」とあるが、目標に掲げる表現としては不適切であると考える。
理由	IT障害という定義は本基本計画ではなされていないが、『重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針(案)』によれば、操作ミスや天災なども含まれていると判断できる。これらに起因するIT障害の発生を限りなくゼロにすることは難しく、経済産業省から出されてる情報セキュリティ総合戦略でも「事故前提社会」が謳われており、本基本計画でも「事業継続計画」の重要性が述べられている。 重要なことは「重要インフラにIT障害が発生しても、国民生活に大きな影響を与えるようなサービス中断の発生を限りなくゼロにすること」であると考える。

該当箇所	P19 第3章第1節(3) 企業の情報セキュリティ対策が市場評価に繋がる環境の整備
意見内容	政府調達の競争入札で情報セキュリティ対策レベルの評価を入札条件にする旨の記載があるが、評価する側、される側の準備状況を十分踏まえた上での実施とすべきである。
理由	今後3年間の重点政策ということではあるが、セキュリティ人材の慢性的な不足から、その準備には相応の時間を要する。例えば、情報関連事業者の中でもCC: Common Criteria (ISO15408)に精通し、ST: Security Target やPP: Protection Profile を定義できる人数はごく少数である。まずはビジネス環境の整備、人材育成が急務であると考える。また、第三者評価は重要なことであると考えるが、昨今建築業界においても問題となっているように、評価が形式的なものになり重大な見過ごしが生じないよう、評価機関や審査員の育成、評価についても十分時間をかけて準備すべきである。